

所得区分

自己負担については1割負担(色の部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

一定所得以下

中間的な所得

一定所得以上

生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千円 (所得割)	3万3千円≤市町村民税<23 万5千円 (所得割)	23万5千円≤市町村民 税 (所得割)
(1)負担0円	(2)負担上限額 2,500円	(3)負担上限額 5,000円	(4)負担上限額:医療保険の自己負担限度額		(5)公費負担の 対象外 (医療保険の負担割合・ 負担上限額)
			※重度かつ継続		
			(4)のうち 重度かつ継続 自己負担額 5,000円	(4)のうち 重度かつ継続 自己負担額 10,000円	(5)のうち 重度かつ継続 自己負担額 20,000円

※重度かつ継続

●(5)につきましては重度かつ継続に該当する場合は、20,000円までとなり、令和9年3月31日までの特例措置になっております。
令和9年4月1日以降は制度対象外となります。(令和6年4月1日現在)